平成２７年第９回宮古島市農業委員会総会　議事日程

１）会議の日時　　平成２７年８月２５日　火曜日　１４時００分

会議の場所　　上野庁舎　１階大会議室

２）出 席 状 況　　委員数　３０名

３）議決の事項

日程第１　議事録署名委員及び会議書記の指名について

２３番　上　里　　弘　委員　　２４番　平　良　光　成　委員

日程第２　議案第１号　農地法第３条第１項の規定に基づく許可申請について

日程第３　議案第２号　農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
（賃借権の設定）

日程第４　議案第３号　農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
（所有権移転）

日程第５　議案第４号　農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見について

日程第６　議案第５号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について

日程第７　議案第６号　非農地証明願について

平成２５年第８回宮古島市農業委員会総会　会議録

１．開　催　日　時　　平成２７年８月２５日　　火曜日　14 時 00 分から 16 時 00 分

２．開　催　場　所　　上野庁舎　１階大会議室

３．出　席　委　員　　（３０人）　　委員数　　（３０人）

４．欠　席　委　員　　（　０人）

議席	氏　　名	役職	出席	議席	氏　　名	役職	出席	議席	氏　　名	役職	議席
1	與那覇盛徳		○	11	芳山　辰巳	職務代理	○	21	濱川　清重		○
2	長濱　国博		○	12	川満　里志		○	22	池間　藤夫		○
3	砂川　博一		○	13	下地　博和		○	23	上里　　弘		○
4	喜屋武　隆		○	14	奥浜　　健		○	24	平良　光成		○
5	田名　和彦		○	15	砂川　栄徳		○	25	川満　盛幸		○
6	仲里　敏夫		○	16	下地　泰斗		○	26	前泊　芳男		○
7	仲里　長造		○	17	玉元　正助		○	27	新里　光徳		○
8	大浦　敏光		○	18	友利　光徳		○	28	前泊　　恵		○
9	上地　洋美		○	19	下地　博次		○	29	渡真利　等		○
10	瑞慶覧健一		○	20	久志　盛一		○	30	野崎　達男	会長	○

５．議事録署名委員

議　　長　野　崎　達　男

２３番委員　上　里　　弘　　２４番委員　平　良　光　成

６．職務のために出席した者の氏名

局　　長　　下　地　　明　　次　長　池　田　良　永　　次長兼農政係長　上　地　寿　男

農地係長　　川　満　邦　弘　　主　査　豊　見　山　徹　　調整官　　川　満　秀　盛

開　　会　　１４時００分

閉　　会　　１６時００分

８．会議の概要　　平成２７年８月２５日
開会：　１４：００

議長　ただ今から、平成２７年第９回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。
出席委員は３０名で、定数に達しておりますので宮古島市会議規則第１１条により総会は成立しております。

議長　それでは、日程第１議事録署名人及び会議書記の指名ですが、宮古島市農業委員会会議規則第１４条に規定する議事録署名人を、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

≪異議なしの声あり≫

議長　それでは、２３番 上里　弘委員、２４番 平良光成委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の池田良永氏を指名いたします。

議長　それでは、日程第２議案第１号「農地法第３条第１項の規定に基づく許可申請について」を議題としますが、会議の運営上、有償移転、使用賃貸借権、無償移転の順に説明と意見を求めたいと思いますがよろしいですか。

≪異議なしの声あり≫

議長　それでは、議案第１号中「農地法第３条第１項の規定に基づく許可申請（有償移転）について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局　今月の農地法第３条第１項の規定に基づく許可申請（有償移転）は６件でございます。まず、受付番号１番から６番までの説明をいたします。
【議案第１号、受付番号１番から６番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】
受付番号１番から６番までは、議案書１３ページから１８ページの調査書のとおり、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長　ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足の説明をお願いいたします。

２番委員　受付番号１番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、伊良部公民館と通称国仲線の間に位置します。現在はサトウキビのカブだしが植え付けされております。本人はサトウキビ作中心に頑張っており、規模拡大を予定しております。

３番委員　受付番号２番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、更竹病院の東、約２００ｍのところに位置します。本人は畜産とキビ作の複合経営であり、規模拡大を予定しております。現在は今期植え付け準備のため更地になっています。

１５番委員　受付番号３番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、上野庁舎を北側に約５００m行きますと、ニシオナトウという小さな集落があります。その集落内に位置しております。
本人は親戚から土地を購入し住居を建てており、その住居の残地の畑を購入し、既存の土地を含め規模拡大を図りながら、サトウキビ作等を中心に農業を営むという事です。

１７番委員　受付番号４番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、伊良部製糖正門東側、約１００m行きますと伊良部のはま食堂があります。その食堂の道を隔てて右側に位置します。現在は今期収穫のサトウキビが植えられております。
本人は県の職員ですが、土日を利用し農業に励んでおります。

２１番委員　受付番号５番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、七原コミュニティーセンターから東へ約３００m、左へ入り約７０m行きますと防風林に囲まれたマンゴーハウスがあります。その向かいに位置しています。
現在はマンゴーが植えられており、周囲はサトウキビ畑が広がっています。
、
２５番委員　受付番号６番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、上地・保良線を入江より上野に向けて行きますとフカエ橋というのがありまして、そこを５０m先の左の方を奥に約３００m入った左側に位置します。
現在は牧草地になっておりますが、今後、整地してサトウキビの植え付け準備をする予定であります。

議長　ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第１号中「農地法第３条第１項の規定に基づく許可申請（有償移転）」受付番号１番から６番までについて、原案のとおり決定してよろしいですか。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、議案第１号中「農地法第３条第１項の規定に基づく許可申請（使用賃貸借権）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局　今月の農地法第３条第１項の規定に基づく許可申請（使用賃貸借権）は、４件でございます。
まず、受付番号７番から１０番までの説明をいたします。
【議案第１号、受付番号７番から１０番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】
受付番号７番から１０番までは、議案書１９ページから２２ページの調査書のとおり、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長　　ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足の説明をお願いいたします。

１１番委員　受付番号７番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、宮古空港から下地向けに行きますと左手にたらま屋があります。たらま屋から南へ約５０ｍのところに位置しております。本人は新規就農で頑張っている青年であります。

１６番委員　受付番号８番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、宮古島消防の真向かい、沖縄クボタの北側になります。国有地だと聞いておりますが、現在はサトウキビが植えられております。キビ作と書いてあるんですが、本人は果樹を中心にやっていきたいという事で、一部はすでにシークヮーサーが植えられておりまして、原野だった箇所も伐採されている状態でありました。

事務局　　今の説明で果樹という事ですが、現状で今、一部キビが植えられているという事で、クロ木等が伐採されているところ、その方にも当面はキビを植えるという事でした。委員の方には果樹と申し上げたと思いますが、現場確認の結果ではキビという事で、キビ作と記入しておりますので宜しくお願いいたします。

２１番委員　受付番号９番・１０番について、現地調査の結果を報告いたします。
９番の申請地は、横竹の 1118 から 1127-1 まではまとまって１筆になっております。西辺中学校のグラウンド南側に隣接しております。
皆粉地原は、西辺中学校と小学校との境界のところです。南側へ約３０ｍ行くとＴ字路になっていてその角に位置しています。現在はサトウキビの夏植えの準備がされております。
１０番の申請地は、西原の南原は、西原の南側の集落の入口手前を、池間へ向かって約 200m 先の左手に位置します。現在はサトウキビの植え付け準備をしております。

議長　　ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

１４番委員　少し説明を求めたいと思います。
７番の農業開始とあるんですが、経営面積が０㎡ではないので継承なのかと思うんですが、開始と継承の違いを教えて下さい。

事務局　　洸平さんは息子さんで同じ世帯なんですが、現在、普及センターの事業での研修を受けていて畑を求め次第独立経営するという事です。同じ世帯なので経営面積が父親と同じ面積で出るんですが、今後父親とは別で独立経営する為、農業の開始となります。

議長　　他に質議がある方は挙手でお願いいたします。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第１号中「農地法第３条第１項の規定基づく許可申請（使用貸借権）」受付番号１３番から１４番までについて、原案のとおり決定してよろしいですか。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので、原案のとおり採決いたしました。
次に、議案第１号中「農地法第３条第１項の規定に基づく許可申請（無償移転）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局　今月の農地法第３条第１項の規定に基づく許可申請（無償移転）は、１５件でございます。
まず、受付番号１１番から２５番までの説明をいたします。
【議案第１号、受付番号１１番から２５番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】
受付番号１１番から２５番までは、議案書２３ページから３７ページの調査書のとおり、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長　ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第１号中「農地法第３条第１項の規定に基づく許可申請（無償移転）」受付番号１１番から２５番までについて、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
日程第２議案第１号は原案のとおり決定いたしました。
次に、日程第３議案第２号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権の設定）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局　今月の農地利用集積計画（利用権の設定）は、７件でございます。
まず、受付番号１番から７番までの説明をいたします。
【議案第２号、受付番号１番から７番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】
以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長　ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

６番委員　受付番号１番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、下地小学校グラウンドのすぐ北側に位置します。現在はサトウキビ収穫後で耕起されており、今年度の夏植えの準備をしているところであります。

本人は父親の農業の手伝いを１０年以上しており、技術面では問題ありません。

１１番委員　受付番号２番・３番について、現地調査の結果を報告いたします。
２番の農地の所在は、上野庁舎より新里向けに行きますと、改善センター向けの道路があり、その角になります。現在は耕起されて、次の植え付け準備がされている状況であります。
３番の所在、タカヤマの方は上野体育館の西隣となっております。原野化しておりましたけども、本人が重機を入れて個人で基盤整備し、素晴らしい農地となっております。
ニシオナトウの方は、博愛建設の西隣に位置します。本人はこれから農業を頑張っていきたいという事です。

１２番委員　受付番号４番・５番について、現地調査の結果を報告いたします。
４番の農地の所在は、七又海岸、一周道路を友利方面に約１㎞行きますと西東集落に行く農道があり、約５００ｍのところに位置します。現在は基盤整備も済んでおり、夏植えが植え付けされています。
５番の所在は、西中部落から西東集落方面向けに行きますと去年か一昨年に西中地区の基盤整備されたところになります。現在は夏植えが植えられています。

２７番委員　受付番号６番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、宮古空港の北側で誘導灯の下、ソデ山の下の方の約２００ｍに位置しております。本人は今後、キビ作中心に農業を頑張っていくという事です。

２９番委員　受付番号７番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、東急ホテル入口の北、約２００ｍのところに位置します。１筆で 16000 ㎡という事ですが、約 12000 ㎡はカブだしが植えられており、残りはハウスとカボチャ栽培するという事で整地されております。

議長　ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第２号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権の設定）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので、日程第３議案第２号は原案のとおり決定いたしました。
次に、日程第４議案第３号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局　今月の農地利用集積計画（所有権移転）は７件でございます。まず、受付番号１番から７番までの説明をいたします。
【議案第３号、受付番号１番から７番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長　ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

２番委員　受付番号１番・２番について、現地調査の結果を報告いたします。
１番の農地の所在は、伊良部島の長山のテレビ塔を佐良浜部落向けに約１５０ｍ行くと左側に位置します。現在は今期収穫予定のサトウキビが植え付けられております。本人はサトウキビ作中心に夫婦で頑張っており、規模拡大を予定しております。
２番の所在は、佐良浜中学校から伊良部向けに行きますと、伊良部高校へ向かう十字路手前を左へ約３００ｍの突き当たりに位置します。現在は今期収穫予定のカブだしが植えられております。本人はサトウキビ運搬等の運搬業をしておりまして、サトウキビ作もしており、今年はハーベスターも導入予定だという事で頑張っております。

５番委員　受付番号３番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、新城公民館から北向けに約４５０ｍ行きますと、小高い場所に上水道の水タンクがあります。水タンクの下の道路を東の方へ約２５０ｍ行きますと墓地があり東隣に位置します。本人は５月にも利用権設定しており、野菜栽培で活躍している青年であります。
購入後は、六次産業化を目指したいという事であります。

１１番委員　受付番号４番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、千代田カントリークラブの一番東側の５番ホールから東へ約３００ｍのところに位置します。現在はカブだしが植えられております。本人は今後、経営面積の規模拡大を予定しております。

１２番委員　受付番号５番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、城辺小学校を北方面へ向かいますと福北集落センターがあります。その手前を東（新城方面）へ行きますと基盤整備された農地が見えてきます。その一部になります。
現在は休耕地となっております。
今後本人が、重機を入れて整地する予定であります。本人はサトウキビ作中心に頑張っております。

１８番委員　受付番号６番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、城辺の新城、通称おっぱい山の南に位置します。本人は葉タバコ作・サトウキビ作の複合経営で購入後は、サトウキビの苗畑として利用するという事であります。

２３番委員　受付番号７番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、皆福地下ダムの西側に位置します。現在は整地されており、今年サトウキビを植え付ける予定でありましたが、土地改良事業が入りまして作付調整の為、植え付けが出来ないという事です。サトウキビの植え付けは来年以降になるかと思います。

議長　　ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

≪異議なしの声あり≫

議長　　ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第３号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

≪異議なしの声あり≫

議長　　ご異議ないとのことですので、日程第４議案第３号は原案のとおり決定いたしました。

議長　　休憩いたします。

休　　憩　：　１４：５５

再　　開　：　１５：０５

議長　　再開します。

議長　　次に、日程第５議案第４号農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局　　今月の農地法第４条申請は１件でございます。まず、受付番号１番の説明をいたします。

【議案第４号、受付番号１番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、議案書の許可基準適合表のとおり農地法第４条第１項の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長　　ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から現地調査の結果ならびに説明をお願いします。

２１番委員　　現地調査の状況の前に現地調査の結果を発表いたします。今総会に付託される許可申請の現場調査を平成２７年８月１３日に行いました。調査委員は２３番私、上里と２４番、平良光成委員と野崎会長、宮古農林水産振興センターより宜保主任、事務局から下地局長、池田次長、川満調整官の７人で行いました。

始めに、１３時３０分から１３時４０分まで事務局にて調査内容の説明を受け、４条１件、５条１４件、非農地証明４件、合計１９件の現地調査を１３時４０分から１８時まで行い、１８時から１８時３０分まで調査の内容の整理を行いました。調査の結果、特に違反等は見受けられませんでした事を報告いたします。それでは、４条申請について説明いたします。

受付番号１番について、現地調査の結果を報告いたします。

現場の状況、申請地は宮古島市総合体育館の西、約２１０ｍに位置し周囲は住宅化が進んでおります。農地の広がりなし。宅地の広がり、増加傾向にあります。農地の区分、住宅等で分断された第２種農地と判断しました。

議長　　ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

１１番委員　先程の事務局の説明が聞き取れなかったんですが、現在ある道路にさらに加えて幅員を広げるという事ですが、申請人が道路は造りますが、市に提供し市が管理するのか。説明を求めます。

事務局　　幅員を６ｍまで整備して、市に提供という事です。

１１番委員　無償で６ｍに広げて市に提供する何か意味がありますか？６ｍにしなければならない意味があるのでしょうか。

事務局　　ゆくゆくは、この近辺は分譲・宅地で販売予定で道路の幅員が４ｍ弱のところがあるという事で建築許可がおりないというのがあるという事を聞いております。

議長　　他に質議のある方は挙手でお願いいたします。

≪異議なしの声あり≫

議長　　ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号１番を原案のとおり決定してよろしいですか。

≪異議なしの声あり≫

議長　　ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。
次に、日程第６議案第５号農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたしますが、１７番　玉元正助委員が農業委員会等に関する法律第２４条、第１項の議事参入の制限に該当しておりますので、一時退席をお願いいたします。
関係議案終了後に入室・着席をお願いいたします。

（１７番委員退席）

議長　　改めまして、日程第６議案第５号農地法第５条第１項の規定による許可申請を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局　　今月の農地法第５条申請は１４件でございます。まず、受付番号１番から１４番までの説明をいたします。
【議案第５号、受付番号１番から１４番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】
以上、計画書の内容は、議案書の許可基準適合表のとおり農地法第５条第１項の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長　　ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

２３番委員　受付番号１番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は川満団地の北西、約１００ｍに位置しております。

農地の広がりなし。宅地の広がりなし。農地の区分、原野・段差等で分断されたその他の第２種農地と判断いたしました。

議長　ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号１番を原案のとおり決定してよろしいですか。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。
次に、受付番号２番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

（１７番委員着席）

２３番委員　受付番号２番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地はうむやすみゃあす・ん診療所の東約１７０ｍに位置し、周囲は住宅化が進んでおります。農地の広がりなし。宅地の広がり、増加傾向にあります。
農地の区分、沖縄県合同庁舎から１㎞未満の第２種農地と判断いたしました。

議長　ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号２番を原案のとおり決定してよろしいですか。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。
次に、受付番号３番・４番は関連しますので、一括して現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

２３番委員　受付番号３番・４番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は平良社会福祉協議会のすぐ北側に隣接しております。農地の広がりあり。宅地の広がりあり。農地の区分、平良港から１㎞未満の第２種農地と判断いたしました。

議長　ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号３番・４番を原案のとおり決定してよろしいですか。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号５番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

２３番委員　受付番号５番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は久松小学校グラウンド北、約２５０ｍに位置し、周囲は宅地化が進んでおります。農地の広がりあり。宅地の広がり、増加傾向にあります。農地の区分、集落に接続した第１種農地と判断いたしました。

議長　ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

１１番委員　申請地の 721-12 への進入路はどれですか。

事務局　これについては、確認しておりません。

１１番委員　確認がとれてないという事ですが、道路がないと家は造れないと思いますが。

議長　休憩します。

休　　憩　１５：１６
再　　開　１５：１７

議長　再開します。
進入路についての確認がまだだという事なので、内容については事務局に説明させて、次回にという事にしたいと思います。

事務局　大変申し訳ないですが、来月提案しますので宜しくお願いします。

議長　資料を添付して、次回に提出したいという事ですので、ご理解頂きたいと思います。
５番については保留、次回に申請いたします。
他に質議のある方は挙手でお願いいたします。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号５番を原案のとおり決定してよろしいですか。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号６番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

２３番委員　受付番号６番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は久松公民館の斜め向かい、約２０ｍに位置しています。農地の広がりなし。宅地の広がりあり。農地の区分、上下水道管が埋設された第３種農地と判断いたしました。

議長　ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号６番を原案のとおり決定してよろしいですか。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号７番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

２３番委員　受付番号７番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は長山港から伊良部へ向かう県道沿いにあります。ヴィラリゾートの西約１９０ｍに位置しております。農地の広がりなし。宅地の広がりなし。農地の区分、原野・石積等で分断されたその他の第２種農地と判断いたしました。

議長　ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号７番を原案のとおり決定してよろしいですか。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号８番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

２３番委員　受付番号８番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は宮古食肉センターの南、約２５ｍに位置しております。農地の広がりなし。宅地の広がりなし。農地の区分、原野、段差等で分断されたその他の第２種農地と判断いたしました。

議長　ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号８番を原案のとおり決定してよろしいですか。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号９番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

２３番委員　受付番号９番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は宮古島市総合博物館の西、約１８０ｍに位置し、周囲は住宅化が進んでおります。農地の広がりなし。宅地の広がり、増加傾向にあります。農地の区分、住宅等で分断された第２種農地と判断いたしました。

議長　ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号９番を原案のとおり決定してよろしいですか。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号１０番・１１番は関連しておりますので、一括して現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

２４番委員　受付番号１０番・１１番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は旧宮古病院跡地の北、約１８０ｍに位置しております。農地の広がりなし。宅地の広がりあり。農地の区分、用途地域に指定された第３種農地と判断しました。

議長　ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号１０番・１１番を原案のとおり決定してよろしいですか。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号１２番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

２４番委員　受付番号１２番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は宮古自動車教習所の斜め向かい、約３５ｍに位置しております。農地の広がりなし。宅地の広がりあり。農地の区分、道路、段差等で分断された第２種農地と判断しました。

議長　　ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

≪異議なしの声あり≫

議長　　ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号１２番を原案のとおり決定してよろしいですか。

≪異議なしの声あり≫

議長　　ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号１３番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

２４番委員　受付番号１３番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は鏡原小学校グラウンド西、約１６０ｍに位置しております。農地の広がりあり。宅地の広がりあり。農地の区分、集落に接続した第１種農地と判断いたしました。

議長　　ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

≪異議なしの声あり≫

議長　　ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号１３番を原案のとおり決定してよろしいですか。

≪異議なしの声あり≫

議長　　ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号１４番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

２４番委員　受付番号１４番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は鏡原中学校東、約４０ｍに位置しております。農地の広がりなし。宅地の広がりあり。農地の区分、住宅、原野等で分断された第２種農地と判断しました。

議長　　ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

≪異議なしの声あり≫

議長　　ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号１３番を原案のとおり決定してよろしいですか。

≪異議なしの声あり≫

議長　　ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
日程第６議案第５号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長　　次に、日程第７議案第６号非農地証明願いについてを議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局　　今月の非農地証明願いは、４件でございます。
まず、受付番号１番から４番の説明をいたします。
【議案第５号、受付番号１番から４番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長　　ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号１番の現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

２４番委員　受付番号１番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、袋地で表土も浅く農地として効率的な利用は認められない。非農地相当であると判断しました。

議長　　ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

≪異議なしの声あり≫

議長　　ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号１番を原案のとおり決定してよろしいですか。

≪異議なしの声あり≫

議長　　ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号２番・３番は関連しておりますので、一括して現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

２４番委員　受付番号２番・３番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、池間島の南海岸沿いの斜面に位置しており、岩盤と高木の雑木類に覆われており、農地としての利用は見込めない。非農地相当であると判断いたしました。

議長　　ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

≪異議なしの声あり≫

議長　　ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号２番・３番を原案のとおり決定してよろしいですか。

≪異議なしの声あり≫

議長　　ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号４番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

２４番委員　受付番号４番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、池間島一周道路の残地で面積的にも農地としての利用は見込めず、非農地相当であると判断いたしました。

議長　ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号４番を原案のとおり決定してよろしいですか。

≪異議なしの声あり≫

議長　ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
日程第７議案第６号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。
以上で、本日の議案・報告の審議はすべて終了いたしました。

議長　この際、その他の件について、委員からご発言があれは挙手を持ってお願いいたします。

（委員会規則に基づく発言等）

宮古島市農業委員会会議規則第２１条（委員の発言）

（発言なしの声あり）

議長　発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

≪異議なしの声あり≫

議長　それでは、以上をもちまして、平成２７年第９回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。
ありがとうございました。

閉　　会：　１６：００

平成２７年８月２５日

会　　長　　野　崎　達　男

２３番委員　　上　里　　弘

２４番委員　　平　良　光　成